

令和 2 年度

春日那珂川水道企業団監査等実施計画書

春日那珂川水道企業団監査委員

目 次

ページ

1 令和 2 年度 監査等実施計画書	1
2 令和 2 年度 監査等実施計画表	3
3 令和元年度 決算審査・経営健全化審査日程 (別紙-1)	4
4 令和 2 年度 定期監査日程 (別紙-2)	5

令和2年度春日那珂川水道企業団監査等実施計画書

1 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行者

代表監査委員 船 津 邦 彦

監 査 委 員 馬 淵 久 雅

2 監査等の目的

公正で合理的かつ能率的な企業団水道事業運営の確保のため、違法、不正の指摘に重点を置いて監査等を実施し、もって、企業団水道事業運営の適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとする。

3 基本方針

監査等の執行にあたっては、企業団の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理又は事務の執行が、地方自治法第 199 条第3項の規定に基づき、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げているか、常に企業団の組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図っているかどうかについて留意するものとする。

4 監査等の着眼点（重点項目）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 違法、不正な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。
- (4) 組織及び運営の合理化に努めているか。
- (5) 職員の管理は、適正に行われているか。
- (6) 会計帳簿、領収書等を適正に整備しているか。
- (7) 過年度の監査等の結果報告に基づく改善措置が確実に行われているか。

5 監査等の種類及び基準

(1) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項による検査）

月間の現金出納事務について、適正であるかどうかを確認するため、次に掲げる資料の提示を求め、毎月の収支の状況を計数面から把握し、検査する。

ア 月次合計残高試算表、総勘定元帳及び資金予算表

イ 指定金融機関の発行する預金残高証明書及び指定金融機関以外の預金通帳

ウ その他指定する収支を証する書類及び帳簿

(2) 決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による審査）

次に掲げる資料の提示及び提出を求め、決算書における計数と総勘定元帳、その他補助帳簿及び証書類等との符合を確認するとともに、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書等を中心として、会計原則に対する適合性、経済効果及び財政状況等を確認する。

- ア 地方公営企業法第 30 条第 1 項及び同施行令第 23 条に掲げる書類、伝票及びその他収支を証する書類
 - イ 春日那珂川水道企業団会計規程に定める帳簿等
 - ウ 決算審査資料
 - エ その他監査委員が指定する関係書類
- (3) 経営健全化審査
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項による審査)
資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。
- (4) 定期監査
(地方自治法第 199 条第 4 項、春日那珂川水道企業団監査規程第 2 条の規定による監査)
監査委員が指定する関係書類の提示及び提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、経営に関する事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (5) 上記以外の監査等
別に定めるところによる。

6 出席を求める職員

- (1) 例月出納検査 監査委員が指定する職員
- (2) 決算審査 監査委員が指定する職員
- (3) 経営健全化審査 監査委員が指定する職員
- (4) 定期監査 監査委員が指定する職員
- (5) 上記以外の監査 監査委員が指定する職員

7 監査等の実施計画

春日那珂川水道企業団監査規程の規定に基づき実施することとし、原則として次のとおりとする。

- (1) 例月出納検査 毎月 28 日とするが、都合により適宜調整を行う。
- (2) 決算審査 7 月中旬に実施する。(3 日間、講評を含む)
- (3) 経営健全化審査 7 月中旬に実施する。(決算審査と併せて実施)
- (4) 定期監査 9 月から 1 月に実施する。(例月出納検査終了後、2 課毎)
- (5) 上記以外の監査 監査委員が必要とするとき

なお、監査等の実施計画の詳細については、別途、監査実施前に通知するものとする。

8 監査の結果の報告及び意見

監査の結果の報告及び意見については、地方自治法第 199 条第 9 項及び 10 項の規定に基づき、議会及び企業長に提出し、結果については、これを公表する。

なお、同法同条第 12 項の規定による通知を受けた場合も公表する。

以上について、地方自治法第 292 条による規定を準用する。

◇監査等実施計画

	出納検査	定期監査	決算審査	経営健全 化審査	実地監査	随時監査	視 察	摘 要
監査規程 該当条項	第2条第 1項第3 号	第2条第 1項第1 号	第2条第 1項第4 号			第2条第 1項第2 号		
		対象課			対象課	対象課		
4月	○ (3月分)					必 要 に 応 じ て 随 時 行 う		
5月	○ (4月分)							
6月	○ (5月分)	課題案件 内容説明						組織目標聴取
7月	○ (6月分)		○	○	○			決算審査 (別紙-1)
8月	○ (7月分)							
9月	○ (8月分)	総務課					○	日帰り
10月	○ (9月分)	料金課 建設課						
11月	○ (10月 分)	浄水課 施設課						
12月	○ (11月 分)	全 課			○			定期監査 (別紙-2)
1月	○ (12月 分)	講 評						
2月	○ (1月分)							
3月	○ (2月分)	公 表						次年度監査 実施計画策定

令和元年度 決算審査・経営健全化審査日程

日時	6月26日(金)～ 7月8日(水)	7月9日(木)	7月10日(金)	7月28日(火)
9:00	監査事務局 事前審査			
9:30		決算概要報告 (9:30～11:00)	協 議 (9:30～10:00)	例月出納検査 (9:30～11:00)
10:00			施設課 (10:00～11:00)	
10:30				
11:00		総務課 (11:00～12:00)	料金課 (11:00～12:00)	協 議 (11:00～12:00)
11:30				
12:00		休 憩 (12:00～13:00)	休 憩 (12:00～13:00)	休 憩 (12:00～13:00)
12:30				
13:00		建設課 (13:00～14:00)	実地監査 (13:00～17:00) 水源の取水施設	補足説明(各課)、 協議(講評内容) (13:00～15:30)
13:30		浄水課 (14:00～15:00)		
14:00		水源対策課 (15:00～16:00)		講 評 (15:30～)
14:30				
15:00				
15:30				
16:00				
16:30				
17:00				

令和2年度 定期監査日程

日時	11月27日(金)～ 12月10日(木)	12月11日(金)	12月25日(金)	1月28日(木)
9:00	監査事務局 事前審査	協議 9:00～9:30		
9:30				
10:00				
10:30				
11:00		質疑応答 9:30～12:00		
11:30				
12:00				
12:30		休 憩		
13:00				
13:30				
14:00				
14:30	協議、実地監査 13:00～16:00	例月出納検査 13:30～15:30	例月出納検査 13:30～15:30	
15:00				
15:30				
16:00		補足説明(各課) 及び講評案協議 15:30～17:00	講 評 15:30～	
17:00				